

総務教育常任委員会資料

(令和元年12月18日)

〔件名〕

・税外未収金に係る情報共有と回収不能債権の放棄について

【税務課】・・・1

総 務 部



税外未収金に係る情報共有と回収不能債権の放棄について

令和元年12月18日
税 務 課

税外未収金について、複数の担当課に共通する未納者の情報共有及び回収が見込めない債権の権利放棄を行うことにより、債権管理の適正化を図ることとします。

1 経緯

税外未収金については、平成25年度に定めた「鳥取県債権回収計画等に関する条例」に基づいて債権回収計画を策定し、回収に取り組んでいるところであるが、債権回収が困難な事案が依然残っている状況であり、昨年度の県議会決算審査特別委員会において、以下の指摘がなされている。

- 複数の担当課にまたがる未納者の情報の共有や債権管理に関する規定の整備を含めた徴収体制の強化を推進すること。
- 既に債務者が不在若しくは所在が判明していても資産がないなど、返還の見込みがない回収困難債権の適正な管理を図ること。

2 対応方針

(1) 未納者情報の共有

債権の管理により収集した未納者の情報の取扱いについて規定を整備した上で、複数の担当課に共通する未納者について情報を共有し、効率的な債権回収を行う。

未納者情報はセンシティブな情報であることに鑑み、情報共有について条例に明記する。

⇒「鳥取県債権回収計画等に関する条例」（議員提案条例）への条文の追加を想定

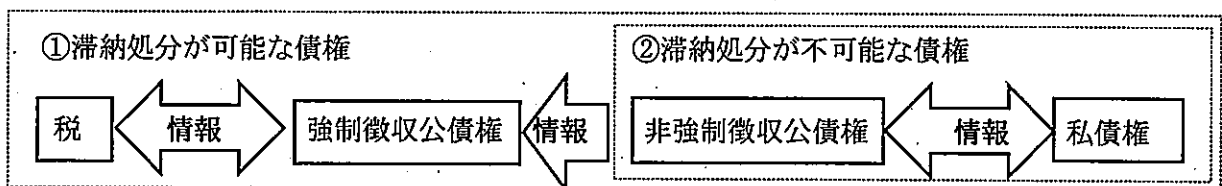
<条例案の骨子>

①滞納処分が可能な債権に未納があるとき

当該債権の管理に必要な範囲において、他の滞納処分が可能な債権及び滞納処分が不可能な債権の管理により収集した情報を利用し、又は提供することができるものとする。

②滞納処分が不可能な債権に未納があるとき

当該債権の管理に必要な範囲内において、他の滞納処分が不可能な債権の管理により収集した情報を利用し、又は提供することができるものとする。



※公債権：行政処分等に基づく分担金、使用料等の債権で、強制徴収公債権は、法令に「国税徴収法の滞納処分の例による」等の規定がある。滞納処分の規定がない公債権は、非強制徴収公債権となる。

※私債権：貸付金、病院代、家賃など、契約の当事者間の合意に基づく債権。

<効果>

- ・担当課相互で連携した催告、債権回収会社への一括委託等が可能になる。
- ・複数の債務者が判明した生活困窮者等に対して、市町村の窓口と連携した相談支援を行うことが可能になる。

(2) 回収不能債権の放棄

債権回収が見込めない債権について、議会の議決を経て債権放棄を行う。

⇒ 下記の要件のいずれかに該当する債権について、個別事案ごとにその内容を精査し、債権回収が見込めない事案は、債権放棄するものとして議会に諮る。

(a) 債務者等が破産法等により債務を免責されたとき

(b) 債務者が死亡し、相続人が不存在又は全員が相続放棄したとき

※将来的には、行方不明、事実上の法人倒産等も検討する。

(参考)

○地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

○破産法

第253条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。

3 今後のスケジュール

	未納者情報の共有	回収不能債権の放棄
2月議会	条例改正案の提出	権利を放棄する議案の提出
議決後	・ 税務課で未納者の名寄せ ・ 担当課相互で連携した催告、債権回収会社への一括委託等の実施	会計上の不納欠損処理